

# 平成21年度財政健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率と資金不足比率を監査委員の審査を受けた上で議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられています。この法律の主旨は地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要なる行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的とするものです。

## ○指標となる5つの比率

1. 実質赤字比率  
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
2. 連結実質赤字比率  
全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
3. 実質公債費比率  
一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する比率
4. 将来負担比率  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
5. 資金不足比率  
公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

※上記4までを健全化判断比率といいます

※標準財政規模……自治体に通常収入される一般財源の規模(主に市税や普通交付税等)

## 平成21年度 室戸市の財政健全化判断比率

比率名	室戸市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.60%	20.00%
連結実質赤字比率	6.50%	19.60%	40.00%
実質公債費比率	18.60%	25.00%	35.00%
将来負担比率	166.60%	350.00%	

- 実質赤字比率は室戸市は赤字になっていないため数値は出ていません。(前年度数値なし)
- 連結実質赤字比率は全会計が対象となります。室戸市においては国民健康保険事業特別会計(赤字額5億424万円)、住宅新築資金等貸付事業特別会計(赤字額2億3,714万円)が赤字であり、対前年度比0.41%増の6.50%となっています。(前年度6.09%)
- 実質公債費比率は平成21年度は元利償還金の額が前年度に比べ1億8,010万円増加したため、対前年度比1.0%増の18.6%の数値となっています。(前年度17.6%)
- 将来負担比率は、地方債残高が前年度に比べ6億3,137万円減少したことや、芸当衛生組合等への負担見込額が前年度に比べ3億6,012万円減少したことなどにより、対前年度比▲24.8%減の166.6%となっています。(前年度191.4%)

## 平成21年度 公営企業資金不足比

比率名	室戸市の数値	経営健全化基準
資金不足比率	—	20%

※室戸市においては水道事業会計における数値となります。

- 資金不足比率は室戸市においては資金不足が生じていないため数値は出ていません。(前年度数値なし)

平成21年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は全て健全化基準を下回っています。

しかしながら、連結実質赤字比率、実質公債費比率は前年度に比べ悪化しており、依然として財政状況は厳しい状況にあります。

本市では平成19年度に策定した「室戸市集中改革プラン推進計画」が本年度に計画終了年を迎えることから、新たな財政健全化計画を策定し、今後も引き続き財政健全化に向けた取組を推進してまいります。